

# 下松市公式マスコットキャラクター 「くだまる」デザイン使用マニュアル



下松市

## ◆はじめに

このマニュアルは、下松市公式マスコットキャラクター「くだまる」を使用するにあたり、イメージの統一性を図るため、デザインに関する基本的なルールをまとめたものです。

使用上の注意に留意の上、ご活用ください。

使用料は無料です



## ◆使用申請手続き

「くだまる」のデザインを使用する場合は、使用申請書を関係書類及び当該商品等の見本等を添えて提出してください。

ただし、次の場合は手続き不要です。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人で使用するとき。  
(個人のSNS、年賀状、名刺など)

# ◆申請書提出方法

## 申請書様式

下松市役所のホームページからダウンロードしてください。

くだまる デザイン

検索 

## 提出方法

郵送または窓口持参

## 提出先

〒744-8585

下松市大手町三丁目3番3号

下松市地域政策課

TEL：0833-45-1802

## ◆使用承認

申請書を提出してから承認までに1～2週間かかる場合もありますので、事前相談されたうえで申請書を提出されることをお勧めします。

デザインを使用できる期間は、使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までです。

## ◆使用承認

使用するデザインには、近接して、名称を表記してください。

(例) くだまる

表示が難しい場合は不要です。

ただし、商品の場合は、パッケージや商品説明欄に下記の説明文を記載してください

「この商品は、下松市やくだまるがこの商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。」

## ◆使用の制限

次に該当する、または該当するおそれがある場合は使用を承認できません。

- (1) 市の信用又は品位を害するとき。
- (2) 特定の個人、団体、法人（本市を除く。）又は商品等を宣伝し、広報し、支援し、又は推薦するとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (5) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者の使用に供されるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするとき。

## ◆指定の色



- 黄色（頭）【C=0 M=0 Y=100 K=0】
- 赤色（狐の耳・口、笠戸大橋）【C=0 M=100 Y=100 K=0】
- 水色（頭の音符）【C=100 M=0 Y=0 K=0】
- 緑色（松の葉）【C=100 M=0 Y=100 K=0】
- 桃色（桜、狐の眉）【C=0 M=50 Y=10 K=0】
- 黄色（額の星）【C=10 M=5 Y=75 K=0】
- 青色（体）【C=85 M=50 Y=0 K=0】
- 水色（笠戸大橋背景）【C=44 M=0 Y=15 K=0】
- 茶色（ヒラメ）【C=50 M=60 Y=70 K=5】
- 茶色（ヒラメのヒレ）【C=25 M=35 Y=45 K=0】

# ◆使用にあたっての禁止事項

下の例のようなデザインの変更は行わないでください。

色の変更



縦・横の比率を変える



素材の反転



衣装などの着用、物を持つ等のデザイン変更については、事前にご相談ください。

# ◆使用にあたっての禁止事項

「くだまる」の一部を切り取る。(イメージを損ねない範囲の切り取りは可)



「くだまる」に特定の個人、団体、法人又は商品等を宣伝し、広報し、支援し、又は推薦させる



「くだまる」の公式デザイン以外のデザインを制作及び使用する場合は、使用前に必ず下松市の確認を受け、指導に基づき修正を行い、デザイン使用許可を受けてください。